

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所(園)、認定こども園など
を利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

伊丹市では国に先駆けて、平成30年度から4・5歳児の幼児教育無償化を実施していましたが、10月からは国の制度にあわせて次のとおり実施します。

幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
<副食費>
平成30年4月～令和元年9月まで、4・5歳児(2号認定)に対し、市独自で副食費を含む保育料を無償化していましたが、10月からは副食費が保護者負担となります。3～5歳児の保護者は各施設(公立保育所(園)は市)へのお支払いが必要です。なお、金額・納付方法等については、詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。
 - 私学助成を受ける私立幼稚園(伊丹市内の場合:二葉、月影、ロザリオ、西伊丹、美鈴、月影、野間)については、無償化となるための認定及び償還払いの手続きが必要です。
申請用紙を7月上旬に各幼稚園へ配布する予定です。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所(園)、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に**無償化の対象**とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。7月上旬に各園へ配布予定の申請用紙に必要書類(就労証明書等)を添えて提出してください。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

(注2)市では、平成31年4月～令和元年9月に在籍園の預かり保育を利用した方(4・5歳児のみ)に対し、独自に利用料の無償化を実施します。手続きについては、別途ご案内いたします。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等(認可保育所の利用と同等の要件)があります。なお、平成30年4月～令和元年9月まで、市独自で実施している4・5歳児の保育料無償化については、「保育の必要性の認定」は不要でしたが、10月からは必要となります。

(注3)7月中旬に各施設に配布予定の申請書に必要書類(就労証明書等)を添えて各施設へ。市外の施設を利用している場合、市ホームページから申請書をダウンロードしてください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

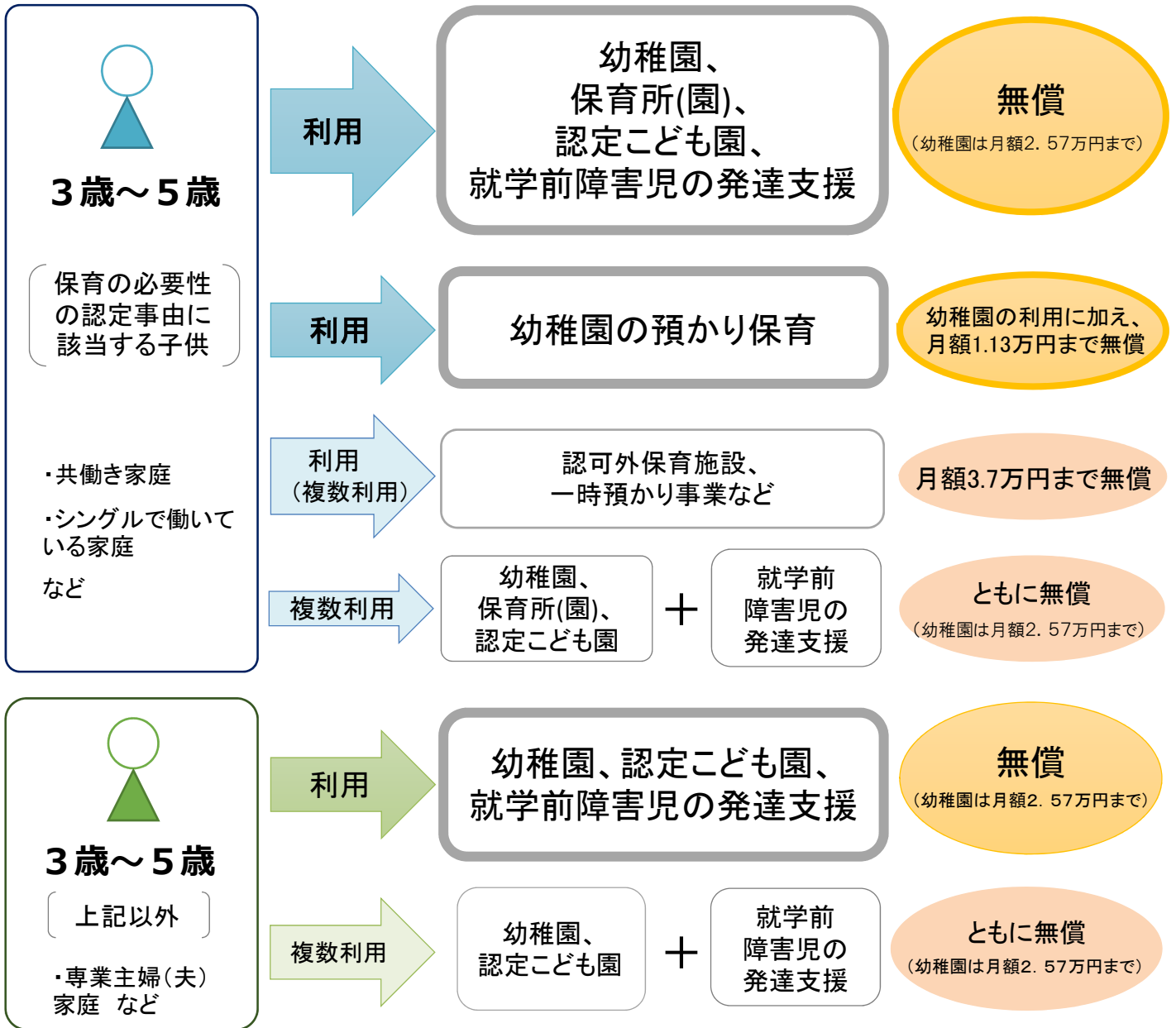
(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、私学助成幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。



幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

【従来からの支給認定(教育・保育給付)】

【10月からの新たな支給認定(施設等利用給付)】

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	対象施設
1号	満3歳以上	なし	—	幼稚園(新制度) 認定こども園(幼稚園)
2号	満3歳以上	あり	短時間 標準時間	認可保育所(園) 認定こども園(保育施設)
3号	満3歳未満	あり	短時間 標準時間	認可保育所(園) 認定こども園(保育施設) 地域型保育事業所

支給認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園(私学助成)、特別支援学校等
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新3号	0～2歳児 <small>※低所得者のみ</small>	あり	認可外保育所、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業

保育の必要性について

保育の必要性が認められるのは、保護者がそれぞれ以下のいずれかの事由に該当する場合です。

事由	保護者の状況
就労・就学	月64時間(週16時間)以上就労(就学)をしている場合。 ※夜間就労(保育施設の開所時間外)も可
妊娠・出産	母の出産予定日前8週間(多胎の場合は10週間)または産後8週間以内の場合
疾病・障がい	保護者の疾病や心身の障がいにより子どもの保育ができない場合。
親族の介護	親族を常時介護・看護していることにより子どもの保育ができない場合。
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっているため子どもの保育ができない場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合。
虐待やDV	公的書類の提出が必要です。

※事由により認定期間は異なります。切れ目なく認定が必要な場合は、認定期間満了までに手続きが必要です。遡っての認定は行えません。

新たな給付（施設等利用給付）について

(内閣府作成資料より)

